

(行政報告)

白岡市男女共同参画推進条例（案）に対するパブリックコメントの実施について

市民生活部

市では、男女共同参画基本法に基づき平成10年に策定した第1次男女共同参画プラン以降、23年間にわたり男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の慣行、社会制度は依然として存在しております。男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画できる社会を実現するためには、なお、一層の努力が求められます。

そのため、市、市民、事業者、教育関係者等の役割と責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策を総合的に推進し、全ての人それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、「白岡市男女共同参画推進条例」を制定するものでございます。

この度、条例案が整いましたことから、広く市民の皆様の御意見を伺うため、令和4年12月27日から令和5年1月27日までの期間でパブリックコメントを実施する予定でございます。市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえた条例案を来年3月の議会定例会におきまして上程させていただきます。